

12月14日 食品衛生分科会

報告事項に関する資料

### **3 報告事項**

- (1) 放射性物質対策部会での検討状況について · · · · · · · · · · · · 1
- (2) 食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について · · 5

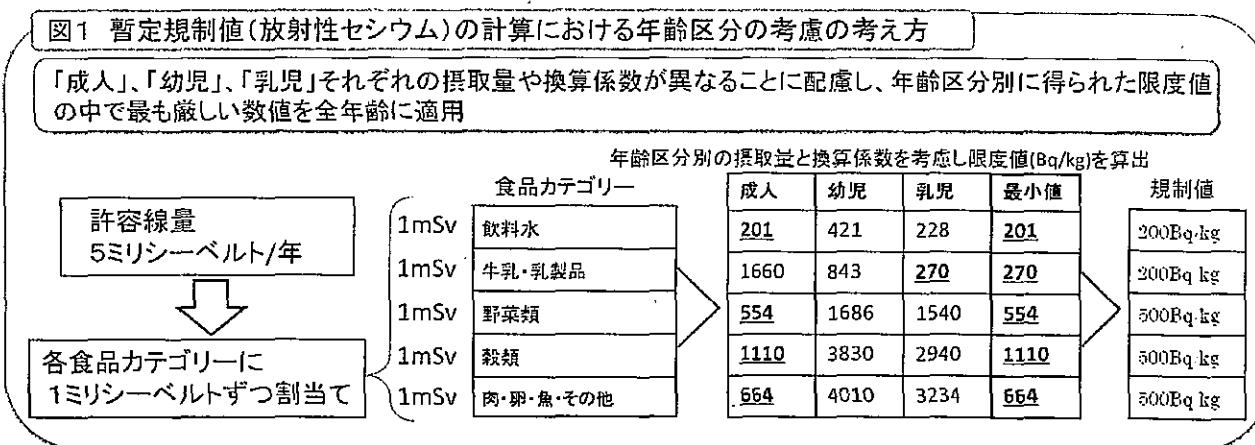
## 規制値を計算する際に考慮する年齢区分等について

### 1. 経緯及び現状

食品安全委員会の食品健康影響評価書においては、小児の期間は成人よりも放射線による健康への影響を受けやすい可能性が言及されている。現在の暫定規制値では、年齢区分別（「成人」、「幼児」、「乳児」）の平均的な年間食品摂取量と年齢区分別の線量換算係数を用い、介入線量に相当する食品中の放射能濃度限度値（以下、「限度値」という）を年齢区分別に算出し、厳しい限度値を全年齢に対する規制値として運用することにより、年齢区分への配慮を図っている。（図1）

図1 暫定規制値(放射性セシウム)の計算における年齢区分の考慮の考え方

「成人」、「幼児」、「乳児」それぞれの摂取量や換算係数が異なることに配慮し、年齢区分別に得られた限度値の中で最も厳しい数値を全年齢に適用



### 2. 新たな規制値における方針（案）

新たな規制値についても、引き続き同様な方法で限度値の算定を行い、年齢区分への配慮を行うことに加え、以下のようなくりきめ細やかな年齢区分等への配慮を行う。

- ① 「1歳未満」、「1～6歳」、「7～12歳」、「13～18歳」、「19歳以上」の5つの年齢区分に分けて評価を行う。
- ② 「13～18歳」「19歳以上」については、男女差により摂取量に大きな違いがあるため、男女別に評価を行う。

## 規制値設定対象核種について

(食品摂取による内部被ばく線量における放射性セシウムの寄与率の考え方)

～薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会

作業グループ(食品分類等)による検討～

### 1 規制の対象は半減期1年以上の放射性核種全体とする

新たな規制値は、福島原発事故直後に設けた暫定規制値に代わり、平成24年4月以降の長期的な状況に対応するものであるため、規制の対象は原子力安全・保安院のデータに基づき環境への放出が推定される放射性核種のうち半減期1年以上の核種全体(セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム及びルテニウム106)とする。

### 2 放射性セシウム以外の規制対象核種は、内部被ばく線量に占める放射性セシウム(134及び137)の寄与率を用いて、放射性セシウムと一緒に括した規制値として管理する。

放射性セシウム以外の核種(ストロンチウム90、プルトニウム及びルテニウム106)は、検査の実効性を確保する観点から、放射性セシウムとの線量の比を用いて管理する。

その際、最も内部被ばく線量に対する影響が大きいことが明らかである放射性セシウムと一緒に括した規制値を設けて管理する(7月12日部会了承事項)。

### 3 寄与率については、事故から1年～2年の放射性セシウムの寄与率を用いる(成人で88%)。

放射性セシウムの寄与率は、事故後、年を追って変化するが事故から1年～2年の寄与率を用いることにより、最も安全側に立った規制値となる。

### 4 放射性ヨウ素及びウランについては、規制値は設定しない。

放射性ヨウ素は、半減期が長いヨウ素131でも約8日であり、すでに現時点において検出が見られないことから、現在の状況が継続する限り規制値は設定しない。

ウランについては、原発敷地内データにおいても天然に存在するウランの同位体比と変化がなく、放出量は少ないため規制値は設定しない。

# 食品区分(案)について

## 現在の暫定規制値における食品区分

現在の暫定規制値では、全食品を5つの食品区分(「飲料水」、「牛乳・乳製品」、「野菜類」、「穀類」、「肉・卵・魚・その他」)に分けて、各食品区分に1ミリシーベルトずつを割り当て、年代別の摂取量と感受性を考慮して規制値を設定している。

## 新たな規制値における考え方

1. 新たな食品区分の設定にあたっては、以下の点を考慮して、食品全体をひとつの区分(一般食品)で管理することを原則とする。

- 個人の食習慣の違い(摂取する食品の偏り)の影響を最小限にすることが可能であること。
- 国民にとって、分かりやすい規制となること。
- 食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会などの国際的な考え方と整合すること。

2. ただし、以下の食品には特別な配慮が必要と考えられることから、特別な区分を設け、全体として4区分とする。

飲料水	飲料水は、全ての人が何らかの形で摂取し代替がきかず、摂取量が大きいこと、WHOが飲料水中の放射性物質の指標値を示していること、水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能であることを踏まえ、独立した区分とする ※「飲料水」とは、直接飲用する水、調理に使用する水及び飲料水との代替関係にある茶・コーヒーなど
乳児用食品	粉ミルクなどは、子どもだけが食べる食品であり、食品安全委員会から、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」が指摘されていることを考慮して、独立した区分とする
牛乳	牛乳などは、子どもの摂取量が特に多いため、食品安全委員会から、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」が指摘されていることを考慮して、独立した区分とする [牛乳の1日平均摂取量…19歳以上:83.2g、13~18歳:179.1g、7~12歳:279.7g、1~6歳:146.9g]



## 食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況	WTO通報の状況	備考
8月31日	農薬	アミトロール	平成23年6月13日～平成23年7月12日 意見あり	WTO通報の対象外	基準値(案)の変更はなし
	農薬	アジンホスメチル	平成22年10月19日～平成22年11月17日 意見あり	平成22年11月1日～平成22年12月31日 コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ピメトロジン	平成23年7月19日～平成23年8月17日 意見あり	平成23年7月26日～平成23年9月24日 コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	オキシフルオルフェン	平成23年7月19日～平成23年8月17日 意見あり	平成23年7月26日～平成23年9月24日 コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	エチクロゼート	平成23年7月19日～平成23年8月17日 意見あり	平成23年7月26日～平成23年9月24日 コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬及び動物用医薬品	ジノテフラン	平成23年6月13日～平成23年7月12日 意見あり	WTO通報の対象外	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ベンチアバリカルブイソプロピル	平成23年6月13日～平成23年7月12日 意見あり	WTO通報の対象外	基準値(案)の変更はなし
	農薬	トルフェンピラド	平成23年7月19日～平成23年8月17日 意見あり	WTO通報の対象外	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ミクロブタニル	平成23年1月27日～平成23年2月25日 意見あり	平成23年1月31日～平成23年4月1日 コメントあり	基準値(案)の変更はあり
	動物用医薬品	クラプラン酸	平成23年6月13日～平成23年7月12日 意見なし	平成23年7月26日～平成23年9月24日 コメントなし	
	動物用医薬品	ブリフィニウム	平成23年6月13日～平成23年7月12日 意見なし	平成23年7月26日～平成23年9月24日 コメントなし	

